

維持管理計画書策定のための現地調査積算基準使用にあたっての留意事項

本県の維持管理計画書策定のための現地調査積算基準は、基本的に国土交通省の基準書に準拠しています。

ただし、下記事項については、宮崎県独自の取扱い及び運用等を定めていますので、使用にあたっては留意してください。

基準書 (該当ページ)	国土交通省	宮崎県
1-1 適用範囲 (1)	この積算基準は、 <u>国土交通省（港湾空港関係に限る）</u> が発注する港湾施設の技術基準対象施設のうち、供用中の施設を対象とした維持管理計画書を作成するための現地調査に適用する。 なお、維持管理計画策定レベル毎の現地調査実施フローについては、別途発行されている「港湾の施設の維持管理計画書作成の手引き（増補改訂版）」を参考にする。	この積算基準は、 <u>宮崎県県土整備部（港湾関係に限る）</u> が発注する港湾施設の技術基準対象施設のうち、供用中の施設を対象とした維持管理計画書を作成するための現地調査に適用する。 なお、維持管理計画策定レベル毎の現地調査実施フローについては、別途発行されている「港湾の施設の維持管理計画書作成の手引き（増補改訂版）」を参考にする。
1-2 現地調査費 2) 現地調査費目の内容 (1) 直接業務費 ②機械経費 ロ) 機械器具損料 (1)	機械器具損料は、 <u>港湾局長、航空局長の通達による</u> 「船舶および機械器具等の損料算定基準」および「 <u>測量器機損料</u> 」等により算出する。	機械器具損料は、「船舶および機械器具等の損料算定基準」等により算出する。
1-2 現地調査費 3) 現地調査費の積算方式	計算式以降の部分 現地調査価格は、 <u>10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費</u>	計算式以降の部分 現地調査価格は、 <u>1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</u>

(2)	<u>又は一般管理費等で端数調整 (10,000円単位で切り捨て)するも のとする。ただし、単価契約は除く ものとする。</u>	
-----	--	--